

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業を特定事業として選定しましたので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表します。

平成22年2月12日
徳島県知事 飯泉 嘉門

特定事業の選定について

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施場所

徳島県名西郡石井町石井字石井1660

(3) 事業に供される公共施設の種類

研究・研修教育等複合施設

(4) 公共施設の管理者の名称

徳島県知事 飯泉嘉門

(5) 事業概要

本事業は、近年の経済のグローバル化など著しく変化する農林水産業を取り巻く環境に対応し、「県民に対する高度で迅速なワンストップサービスの提供」や「産学との共同研究」「農商工連携」「人材育成」などの一層の推進を図るため、PFI法に基づき、財政負担の縮減並びに民間資金、経営能力及び技術的能力の活用を図ることにより、徳島県立農林水産総合技術支援センターの分散した施設を集約し、農林水産業を総合的に支援する「知の拠点」を建設、維持管理及び運営を行うものである。

(6) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計・建設・既存施設の解体・工事監理業務を行い、竣工後これら施設の維持管理業務並びに運營業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務の範囲を超える運營業務及び研究・技術普及・研修教育に係る業務については、従来どおり県が行う。

本事業の範囲は次のとおりとする。

ア 施設整備業務

(ア) 設計業務

(イ) 建設等業務

a 埋蔵文化財調査（本掘）等事前調査業務

b 各種申請等業務

c 近隣対応・対策業務

d 建設工事業務

e 研究設備・備品調達設置業務

f 研究設備等移設・引越業務

g 解体撤去業務

(ウ) 工事監理業務

イ 維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 外構維持管理業務

(エ) 清掃業務

(オ) 警備業務

ウ 運營業務

(ア) 連携交流事業企画・支援業務

(7) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき実施するものとし、選定事業者は、本施設を設計・建設した後、県に施設の所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理・運營業務を実施するB T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

2 県が自ら事業を実施する場合とP F I 方式により実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の県の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

| 項 目 | 県が自ら事業を実施する場合 | PFI 事業として実施する場合 |
|----------------|--|---|
| 算定対象とする経費の主な内訳 | (1) 施設整備費 (2) 維持管理費 (3) 運営費 (4) 地方債の償還費 | (1) サービス対価 ・施設整備費 ・維持管理費 ・運営費 ・支払利息 ・租税公課 (2) アドバイザー委託費 (3) モニタリング費 (4) 地方債の償還費 |
| 共通条件 | インフレ率：0.0% 割引率：4.0% 施設整備期間：2年3ヶ月 維持管理・運営期間：20年6か月 | |
| 施設整備に関する費用 | 県で本施設の整備を行った場合を想定し算定を行った。 | 設計・建設・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト削減を想定し、算定を行った。 |
| 維持管理・運営に関する費用 | 徳島県が維持管理・運営を行った場合を想定して算定を行った。 | 設計・建設・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト削減を想定し、算定を行った。 |
| 資金調達に関する事項 | ・一般財源 ・交付金 ・地方債 | ・交付金 ・地方債 ・選定事業者の自己資金(出資金、借入金) |

イ 算定方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。なお、選定事業者へ移転するリスクは加味（定量化）していない。

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合

は、事業期間中の県の財政負担額が 9.5 %程度削減されるものと見込まれる。

(2)本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価

本事業を PFI 方式により実施する場合、県の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 効率的な維持管理・運営の実施

設計・建設・維持管理・運営までを一括して選定事業者任せのため、業務ごとに発注する場合と比較し、設計段階から維持管理・運営までの効率化やコストの最小化を視野に入れた整備が可能となる。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

本事業に必要な費用を 20 年 6 か月にわたる維持管理・運営期間を通じて平準化し、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

(3)総合的評価

本事業は、PFI 方式により実施することで、事業全体を通じて選定事業者の資金調達力や効率的・効果的な事業ノウハウを活用することが可能となり、結果として定量的評価における財政負担の縮減に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待されるとともに、地域経済・社会への波及効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。